

臨時的任用職員（教育職）の勤務条件

（令和4年10月1日適用）

- 1 任用期間** 6月を超えない期間
（6月を超えない期間で1回更新する場合あり）
※ 正職員の休暇等の事由により異なる。
※ 正職員が休暇等の期間を短縮する場合には、任用期間を短縮することがある。

- 2 勤務時間** 正職員の例による。（1週間当たり38時間45分）

- 3 勤務を要しない日** 日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

- 4 休暇**
 - (1)年次有給休暇** 任用期間の月数に応じて付与される。（時間単位で取得可）
（例）6月任用される場合、10日付与

 - (2)その他の休暇** 正職員の例による。
（例）病気休暇、生理休暇、子の看護休暇、短期介護休暇

- 5 給料・諸手当**

（60歳超の者については再任用制度に準拠（経過措置有。））

 - (1)給料** 4年制大学新規卒業者の場合
【高等学校、中等教育学校、特別支援学校】
教育職給料表（一） 月額203,400円
【幼稚園、小学校、中学校】
教育職給料表（二） 月額203,400円
※任用以前の職歴に応じて加算される場合がある。

 - (2)手当** 正職員の例による。
（例）教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当及び退職手当

- 6 服務及び懲戒** 正職員の例による

- 7 社会保険** 健康保険、厚生年金保険に加入（2か月超の任用が見込まれる方）

非常勤実習助手の勤務条件

(令和4年10月1日適用)

- 1 任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 2 勤務時間 1週間につき30時間
- 3 勤務を要しない日 日曜日，土曜日，祝日，年末年始（振替になる可能性あり）
- 4 休暇
 - (1)年次有給休暇 任用期間に応じて付与される（時間単位で取得可）
 - (2)その他の休暇 有給：公傷病休暇，公民権行使のための休暇
産前休暇，産後休暇等
- 5 給料・諸手当
 - (1)給料(報酬) 教育職給料表（一） 月額 119,690 円
※任用以前の職歴に応じて加算される場合がある。
 - (2)手当(付加報酬等) 地域手当，期末手当，通勤手当，超過勤務手当
- 6 服務及び懲戒 正職員の例による
- 7 社会保険 健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に加入
(任用期間が2か月以下の方は健康保険・厚生年金保険非加入，31日未満の場合には雇用保険非加入)